小企業事業主向

従業員の賃金引上げを図るための制度です。 この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、

賃金改善

(事業場内で最も低い時間給 (80円未満)を40円以上引き上げ

業務改善

助成できることになりました。

(上限10万円。なお、企業規模31人以上は、2分の1)

要した経費の4分の3を

企業規模30人以下の小規模事業者については、

平成26年度から、

(パソコンの増設や、機器の導入など)

工業務の改善を 賃金 くれるなんて 頼もし ح ね

応援

がんばる中小企業。

申請してみるか対象地域だな。



くれるのね。一部を補助して **茉務改善経費の**



厚生労働省

最低賃金引上げに向けた中小企業業務改善助成事業

支給手続き

支給の 要件

①賃金引上計画

事業場内で最も低い時間給(800円未満)を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。 ※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善(賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具 の導入・研修等)に係る計画を作成し、実施すること。

- ※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。
- ※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限られます。

支給額

上記業務改善の経費の2分の1(小規模事業者(※)は、4分の3)

※企業規模30人以下の事業場となりますので、詳細は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

岡山県最低賃金総合相談支援センター

〒700-8556 岡山市北区厚生町3丁目1番15号 (岡山商工会議所内)

TEL.086-232-2266





お問い合わせ・申請先

岡山労働局労働基準部賃金室

〒700-8611 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎

TEL.086-225-2014

http://okayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/



🤔 厚生労働省

●厚生労働省ホームページアドレス http://www.mhlw.go.jp/

●最低賃金に関する特設サイト http://www.saiteichingin.info/



